

確認検査手数料規程

この規程は、株式会社オーネックス(以下「機関」という。)が定める確認検査業務規程に基づき、機関が実施する確認検査の業務に係る手数料について必要な事項を定めるものである。確認検査手数料は、以下によるものとする。

1. 建築物確認申請（各府県共通） ※手数料は基本手数料と別途加算手数料の合計となります

(非課税)

床面積の合計	確認申請基本手数料						
	法第6条第1項第1号		法第6条第1項第2号		法第6条第1項第3号		型式 製造者認証
	構造計算付	左記以外	構造計算付	左記以外	構造計算付	左記以外	
～50㎡			¥45,000	¥35,000	¥40,000	¥30,000	¥30,000
50㎡超～200㎡			¥55,000	¥40,000	¥45,000	¥35,000	¥35,000
200㎡超～300㎡	¥80,000	¥60,000	¥80,000	¥60,000			¥45,000
300㎡超～500㎡	¥100,000		¥100,000				¥50,000
500㎡超～1,000㎡	¥135,000		¥120,000				¥60,000
1,000㎡超～2,000㎡	¥200,000		¥175,000				¥100,000

- (1) 建築物省エネ法の仕様規定の適用を受ける場合は、¥22,000（一戸建ての住宅）、¥40,000+戸数×¥3,000（共同住宅等）の手数料が加算されます。
- (2) 天空率の適用を受ける場合は、斜線規制（道路・隣地・北側）毎に ¥10,000の手数料が加算されます。
- (3) 日影規制の適用を受ける場合は ¥10,000の手数料が加算されます。
- (4) 構造適判またはルート2による構造計算の場合、500㎡までは ¥60,000、500㎡超～2,000㎡までは ¥100,000の手数料が加算されます。
- (5) 土砂災害特別警戒区域の規制により構造審査が必要な場合は¥10,000の手数料が加算されます。
- (6) エキスパンションジョイント等により2以上の構造審査が必要となる場合は、別途見積による構造審査手数料が加算されます。
- (7) バリアフリー法の適用を受ける場合は、500㎡までは ¥10,000、500㎡超～2,000㎡までは ¥20,000の手数料が加算されます。
- (8) 避難安全検証法等、特殊な計算法・検証法の適用を受ける場合は、別途見積による手数料が加算されます。
- (9) 複数棟申請の場合は、棟ごとの手数料合算となります。（付属する小規模な駐車場等を除く。）
- (10) 増築（同一棟）による手数料の算定床面積は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積とさせていただきます。ただし、既存部分への遡及適用となる場合又は既存建築物の確認が機関以外で受けられている場合は既存部分の床面積を含めた合計面積とさせていただきます。
- (11) 改築、移転、大規模の修繕・模様替による手数料の算定床面積は、申請建築物の延べ面積とさせていただきます。ただし、既存建築物の確認が機関以外で受けられている場合は ¥20,000の手数料が加算されます。
- (12) 建築物確認申請に昇降機の審査を含む場合は、建築物確認申請手数料に建築設備（昇降機）の手数料が加算されます。
- (13) 計画変更手数料は確認申請手数料の 50%、構造計算の審査を伴う場合は 70%（ともに千円単位で四捨五入）といたします。ただし、機関が変更内容を大規模であると認めた場合又は直前の確認を機関以外で受けられている場合は、確認申請手数料とさせていただきます。

2. 建築物検査申請（各府県共通）

※手数料は基本手数料と別途加算手数料の合計となります

(非課税)

床面積の合計	中間検査基本手数料		完了検査基本手数料		
	右記以外	型式 製造者認証	右記以外	型式製造者認証	
				中間検査あり	中間検査なし
～50㎡	¥35,000	¥30,000	¥40,000	¥35,000	¥65,000
50㎡超～200㎡	¥40,000	¥35,000	¥45,000	¥40,000	¥75,000
200㎡超～300㎡	¥45,000	¥40,000	¥55,000	¥50,000	¥90,000
300㎡超～500㎡	¥50,000	¥45,000	¥65,000	¥60,000	¥105,000
500㎡超～1,000㎡	¥85,000	¥70,000	¥95,000	¥90,000	¥160,000
1,000㎡超～2,000㎡	¥100,000	¥100,000	¥120,000	¥120,000	¥220,000

(1) 中間検査における手数料算定面積は、次のとおりといたします。

・基礎工事の工程：最下階の床面積

・建方工事の工程：最下階から検査を行う部分が属する床面積の合計

(2) 遠隔地として機関が定める地域には、検査ごとに別に定める検査業務出張費が加算されます。

(3) 避難安全検証法等、特殊な計算法・検証法の適用を受ける場合は、別途見積による手数料が加算されます。

(4) 複数棟申請の場合は、棟ごとの手数料合算となります。(付属する小規模な駐車場等を除く。)

(5) 直前の確認を機関以外で受けられている場合の検査手数料は、検査手数料に確認申請手数料が加算されます。

(6) 軽微な変更(敷地又は建築物に関係するものに限る。)は届出毎に ¥3,000 の手数料が必要となります。ただし、省エネ適合性判定等(仕様規定・ルートA、B)に係る軽微な変更が含まれる場合は、¥5,000(一戸建ての住宅)、¥10,000+戸数×¥1,000(共同住宅等)の手数料となります。中間、完了検査手数料と合わせてのご請求となります。届出毎に手数料が生じますので、できる限りまとめて手続きするようにお願いいたします。

(7) 2025年3月31日までに着工した物件の検査につきましては従前の手数料を適用いたします。

3. 建築設備(各府県共通)

(非課税)

1台あたり	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
昇降機	¥25,000	-	¥30,000
昇降機以外	別途見積	-	別途見積

(1) 計画変更手数料は確認申請手数料の50%(千円単位で四捨五入)といたします。ただし、機関が変更内容を大規模であると認めた場合又は直前の確認を機関以外で受けられている場合は、確認申請手数料とさせていただきます。

4. 工作物(各府県共通)

(非課税)

1基あたり	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
令第138条第1項	高さ10m以下：¥30,000	-	¥40,000
	高さ10m超：別途見積	-	別途見積
令第138条第2項	別途見積	-	別途見積

(1) 計画変更手数料は確認申請手数料の50%(千円単位で四捨五入)といたします。ただし、機関が変更内容を大規模であると認めた場合又は直前の確認を機関以外で受けられている場合は、確認申請手数料とさせていただきます。

5. その他

(1) 手数料が、この規定により算定できないものについては、別途協議により算定するものといたします。

(2) 各申請手数料につきましては、お取引状況により別途ご相談に応じさせていただきます。

(3) 2025年3月31日までに着工した物件につきましては、全て従前の規程を適用させていただきます。

(4) 2025年3月31日までに確認済証が交付され、2025年4月1日以降に着工した物件は下記手数料が完了検査手数料に加算されます。

- ・建築物省エネ法の仕様規定の適用を受ける場合 ¥22,000(一戸建ての住宅)、¥40,000+戸数×¥3,000(共同住宅等)
- ・旧4号建築物(新2号建築物) ¥15,000(一戸建ての住宅)、¥30,000(一戸建ての住宅以外)